

平成25年度業務実績報告書

平成26年6月

独立行政法人国立大学財務・経営センター

《目 次》

1. 国民の皆様へ	-----	1
2. 基本情報		
(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要	-----	2
i) 設置目的		
ii) 業務内容		
iii) 沿革		
iv) 設立根拠法		
v) 主務大臣（主務省所管課）		
vi) 審議等機関		
① 運営評議会		
② 研究活動委員会		
vii) 組織図		
(2) センターの所在地	-----	3
(3) 資本金の状況	-----	3
(4) 役員の状況	-----	4
(5) 常勤職員の状況	-----	4
3. 簡潔に要約された財務諸表		
(1) 貸借対照表	-----	5
(2) 損益計算書	-----	5
(3) キャッシュ・フロー計算書	-----	6
(4) 行政サービス実施コスト計算書	-----	6
(5) 財務諸表の科目	-----	7
4. 財務情報		
(1) 財務諸表の概況	-----	8
(2) 施設等投資の状況	-----	10
(3) 予算・決算の概況	-----	11
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	-----	11

5. 事業の説明

(1) 財源構造	11
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	12
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 組織の見直し状況	12
2 外部委託の検討・実施状況	16
3 事務情報化の推進状況	16
4 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実	16
5 経費の削減状況	17
6 随意契約の適正化等の推進	18
7 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合	20
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	21
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	21
3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	27
4 財務・経営に関する情報提供等	27
5 国から承継した財産等の処理	27
III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
1 自己収入の確保	29
2 人件費の削減	29
IV 短期借入金の借入状況	30
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	30
VI 剰余金の使用実績	30
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 人事に関する計画の策定・実施状況等	30

1. 国民の皆様へ

私がセンターの理事長に就任して2年目の平成26年度は、『新たな挑戦をするとき』として活動を開始しました。

国立大学法人等を取り巻く環境は大きく変化をしており、それを支える私たちに求められるニーズも多種多様なものになっています。

センターが行う事業は、主に国立大学附属病院の建物の整備や新たな医療機器の設置に必要な資金の貸付けを行うこと、また、学生が快適な大学生活を送れるように老朽・狭隘化した施設の改修等に必要な資金の交付をすることを2本の柱とし、それらに必要な資金の多様かつ安定的な確保を行うとともに、大学関係者からの声に耳を傾け、日々考え、それがひいては「国立大学法人の活性化」に繋がるものと信じ、業務を行っています。

これからのセンターを考えると、特に国立大学附属病院の存在がポイントになります。既にご案内のとおり、全国各地に42病院が設置されており、それぞれ地域の中核医療機関となっており、地域の人々の健康を守り、安心・安全な社会を目指し地域医療の最後の砦としての役割を果たしています。先の東日本大震災のときには42の国立大学附属病院は互いに連携を強め、迅速に災害に対処し安心と安全を地域に届けました。当然のことながら、このような役割を果たすためにも病院建物は機能的に整備しなければなりません。今後も国立大学附属病院は、その取り巻く環境や医療制度の見直し等の動向を見極めつつ、次々に再開発整備が進められていきます。その中で私たちの事業が責任を果たすべき分野は、地域医療を支える大学附属病院の機能と、医学教育・研究の拠点としての大学附属病院、医療技術・先端医療における実践研究の場としての大学附属病院の質の向上を図るために、経営や財政面で支援し、時には相談に乗り、共に考え、全力で国立大学附属病院を支えることだと思っています。

最後に、平成25年12月の閣議決定において、「センターは、大学評価・学位授与機構との統合を（平成27年4月以降の可能な限り早い時期に）実現する」との方向性が示されました。センターと大学評価・学位授与機構はこれまでも設置目的を達成するため持続的に活動し、国立大学をはじめとした高等教育機関の質を高め、「知力と技術力を備え、社会で活躍できる人」を輩出してきました。両法人が果たしてきた役割は今後も続きます。新法人の組織作りに魂を入れなければなりません。法人の統合によって生まれる効果を積極的に活用し、さらなる質の向上を目指します。

これからのセンターの活動にご期待いただくとともに、新法人に向けてご理解、ご支援の程、よろしく願いいたします。

独立行政法人国立大学財務・経営センター

理事長 高井 陸 雄

2. 基本情報

(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

i) 設置目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」を目的としております。（センター法第3条）

ii) 業務内容

当法人は、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③ 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④ 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑤ 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

iii) 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきましたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなりました。

- | | |
|-------------|---|
| 平成 4年 4月 1日 | ・ 文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため関係局（部）課による連絡協議会が発足 |
| 平成 4年 4月10日 | ・ 文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定
・ 準備室長に前川 正（前群馬大学長）が就任
・ 創設準備室を文部省内に設置 |
| 平成 4年 5月 6日 | ・ 国立学校財務センターの設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布 |
| 平成 4年 7月 1日 | ・ 国立学校財務センター設立
・ 初代所長に前川 正が就任 |
| 平成11年 4月 1日 | ・ 第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任 |
| 平成15年 7月16日 | ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）が公布 |
| 平成16年 4月 1日 | ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立
・ 初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任 |
| 平成22年 4月 1日 | ・ 第2代理事長に豊田長康（前鈴鹿医療科学大学副学長、元国立大学法人三重大学長）が就任 |
| 平成25年 4月 1日 | ・ 第3代理事長に高井陸雄（前国立大学法人東京農工大学監事、元国立大学法人東京海洋大学長）が就任 |

iv) 設立根拠法

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）

v) 主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

vi) 審議等機関

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部有識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく、センター規則により次のような機関を設置しています。

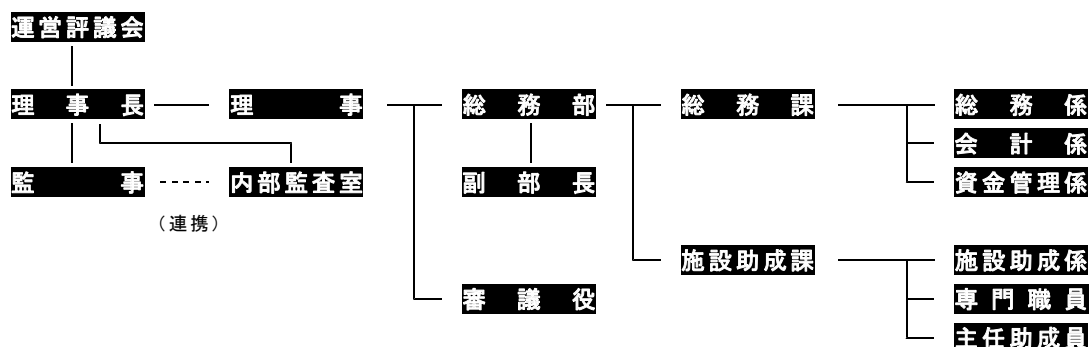
① 運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名以内）からなる「運営評議会」を設置しています。

② 研究活動委員会

運営評議会における審議のうち、専門的な事項である調査研究に関する事項について審議するため、「研究活動委員会」を設置し、審議の結果を運営評議会会長に報告することとなっています。

vii) 組織図



(2) センターの所在地

本部：千葉県千葉市美浜区若葉2-1-2
東京連絡所：東京都千代田区一ツ橋2-1-2

(3) 資本金の状況

センターの資本金は、平成26年3月末で13億72百万円となっています。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものとなります。

土地については、学術総合センターに入居する4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、国立大学法人一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、5億9百万円となっています。

建物等については、学術総合センター8億62百万円となっています。

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	1,372	—	—	1,372
資本金合計	1,372	—	—	1,372

(4) 役員 の 状 況

(平成26年1月1日現在)

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	高井 陸雄	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	昭和50年 4月 東京水産大学水産学部助手 昭和62年11月 東京水産大学水産学部助教授 平成 7年 4月 東京水産大学水産学部教授 平成12年 4月 東京水産大学学生部長 平成13年 4月 東京水産大学副学長 平成15年10月 東京海洋大学学長 平成22年 4月 国立大学法人東京農工大学監事 (非常勤)
理事	玉上 晃	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	昭和57年 4月 山口大学 平成16年 4月 文部科学省高等教育局高等教育企画課補佐 平成19年 4月 九州大学企画部長 平成21年 7月 文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室長 平成22年 4月 文部科学省高等教育局医学教育課大学病院支援室長 平成24年 4月 国立大学財務・経営センター理事
監事 (非常勤)	観山 正見	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 自然科学研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 自然科学研究機構国立天文台台長 平成20年10月 国立大学財務・経営センター監事 (非常勤) 平成24年 4月 国立大学法人広島大学学長室特任教授
監事 (非常勤)	小笠原 直	自 平成25年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	平成元年 4月 第一勧業銀行 (現みずほコーポレート銀行) 平成 3年12月 太陽監査法人 (現太陽ASG有限責任監査法人) 平成19年 4月 " 代表社員 平成20年10月 監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員 平成22年 4月 国立大学財務・経営センター監事 (非常勤)

(注) 担当欄については、該当がないため省略した。

(5) 常勤職員 の 状 況

常勤職員は平成25年度末において16人 (対前年度比: 2人増) であり、平均年齢は41歳 (前年度末42歳) となっています。このうち、国又は国立大学法人等からの出向者は11人であり、民間からの出向者はありません。

(注) 時点は、平成26年1月1日現在。

3. 簡潔に要約された財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	842,177	流動負債	79,203
現金及び預金	4,295	運営費交付金債務	—
有価証券	16,888	一年以内償還予定	
たな卸資産	6,281	国立大学財務・経営センター債券	5,000
施設費貸付金	481,231	一年以内返済予定長期借入金	26,830
承継債務負担金債権	332,233	一年以内返済予定承継債務	46,108
その他	1,248	その他	1,265
固定資産	1,002	固定負債	735,533
有形固定資産	1,002	資産見返負債	6
無形固定資産	0	国立大学財務・経営センター債券	20,000
		長期借入金	429,401
		承継債務	286,126
		負債合計	814,736
		純資産の部	
		資本金	1,372
		政府出資金	1,372
		資本剰余金	△375
		利益剰余金	27,447
		純資産合計	28,443
資産合計	843,179	負債純資産合計	843,179

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	25,208
業務費	25,056
人件費	90
減価償却費	2
施設費交付金	5,560
支払利息	14,119
その他	5,285
一般管理費	139
人件費	75
減価償却費	1
その他	62
財務費用	13
債券発行費	13
経常収益(B)	26,621
運営費交付金収益	606
処分用資産賃貸収入	283
処分用資産売却収入	9,037
施設費交付金収益	2,325
受取利息	14,343
その他	28
臨時利益(C)	1
当期総利益(B-A+C)	1,414

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	22,316
業務活動による支出	△65
人件費支出	△168
施設費交付金の交付による支出	△5,513
施設費貸付金の貸付による支出	△61,771
承継債務に係る利息の支払額	△8,894
長期借入金に係る利息の支払額	△5,266
センター債に係る利息の支払額	△161
その他の業務支出	△133
運営費交付金収入	294
承継債務負担金債権の回収による収入	50,611
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	8,894
施設費貸付金の回収による収入	27,174
施設費貸付金に係る利息の受取額	5,652
処分用資産の売却による収入	9,037
処分用資産の貸付による収入	281
施設費交付金の納付による収入	2,325
その他の収入	13
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△4,990
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△16,029
債券の発行による収入	4,987
債券の償還による支出	△5,000
長期借入金(財政融資資金借入金)借入による収入	57,944
長期借入金(財政融資資金借入金)返済による支出	△23,348
承継債務の返済による支出	△50,611
IV 資金増加額(D=A+B+C)	1,298
V 資金期首残高(E)	2,997
VI 資金期末残高(F=D+E)	4,295

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	△805
損益計算書上の費用 (控除)自己収入等	25,208 △26,013
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	36
III 引当外賞与見積額	2
IV 引当外退職給付増加見積額	3
V 機会費用	6
VI 行政サービス実施コスト	△757

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

(5) 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：満期保有目的で保有する有価証券のうち、満期が1年以内に到来するもの

たな卸資産：売却のため保有している販売用不動産

施設費貸付金：施設費貸付事業による国立大学法人への長期貸付金

承継債務負担金債権：国立学校特別会計から承継された国立大学法人への債権

その他（流動資産）：上記以外の流動資産

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアなど独立行政法人が長期にわたって使用または利用する無形の固定資産

一年以内償還予定国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券のうち、償還期日が1年以内の額

一年以内返済予定長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金のうち、支払期日が1年以内の額

一年以内返済予定承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務のうち、支払期日が1年以内の額

その他（流動負債）：上記以外の流動負債

資産見返負債：運営費交付金で取得した固定資産の未償却残高

国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券

長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金残高

承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務残高

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国からの交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

施設費交付金：施設費交付事業による国立大学法人等への交付金

支払利息：長期借入金、承継債務、センター債の利息の支払額

その他：備品消耗品費、水道光熱費、保守管理費等の経費

債権発行費：債券の発行に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

処分用資産賃貸収入：売却のため保有している販売用不動産の賃貸による収入

処分用資産売却収入：売却のため保有している販売用不動産の売却による収入

施設費交付金収益：国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付による収益

受取利息：施設費貸付金及び承継債務負担金債権による受取利息

その他（経常収益）：上記以外の経常収益

臨時利益：固定資産売却により生じた利益

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・償還等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額: 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額: 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用 : 出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成25年度の経常費用は25,208百万円と、前年度比248百万円増（1.0%増）となっています。これは、処分用資産（東京大学生産技術研究所跡地及び広島大学本部地区跡地）売却原価の増2,757百万円（113.7%増）が主な要因です。

（経常収益）

平成25年度の経常収益は26,621百万円と、前年度比3,947百万円増（17.4%増）となっています。これは、国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の増2,050百万円（744.8%増）が主な要因です。

（当期総損益）

平成25年度の当期総利益は1,414百万円と、前年度比1,404百万円増となっています。これは、国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の増2,050百万円（744.8%増）が主な要因です。

（資産）

平成25年度末現在の資産合計は843,179百万円と、前年度末比15,195百万円減（1.8%減）となっています。これは、承継債務償還業務における国立大学法人への承継債務負担金債権の減50,611百万円（13.2%減）が主な要因です。

（負債）

平成25年度末現在の負債合計は814,736百万円と、前年度末比16,574百万円減（2.0%減）となっています。これは、承継債務償還業務における財政融資資金借入金の返済による承継債務の減50,611百万円（13.2%減）が主な要因です。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成25年度の業務活動によるキャッシュ・フローは22,316百万円と、前年度比3,246百万円減（12.7%減）となっています。これは、処分用資産（東京大学生産技術研究所跡地及び広島大学本部地区跡地）の売却による収入が前年度比3,937百万円増（77.2%増）となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成25年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△4,990百万円と、前年度比△1,999百万円増（66.8%増）となっています。これは、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業における有価証券の償還による収入額が前年度比6,781百万円減（18.1%減）となったことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成25年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△16,029百万円と、前年度比10,128百万円増（38.7%増）となっています。これは、長期借入金（財政融資資金借入金）借入による収入が前年度比7,949百万円増（15.9%増）となったことが主な要因です。

主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常費用	46,826	30,290	27,790	24,961	25,208
経常収益	42,950	26,631	25,272	22,674	26,621
当期総利益(△当期総損失)	39	31	47	10	1,414
資産	964,403	922,022	891,197	858,375	843,179
負債	922,152	883,721	856,939	831,310	814,736
利益剰余金	34,522	30,854	28,332	26,033	27,447
業務活動によるキャッシュ・フロー	16,020	37,573	27,241	25,562	22,316
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,003	△3,761	△2,798	△2,991	△4,990
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,634	△38,215	△27,019	△26,157	△16,029
資金期末残高	13,563	9,160	6,583	2,997	4,295

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

(区分経理によるセグメント情報)

一般勘定の経常利益は367百万円と、前年度比366百万円の増(前年度経常利益1百万円)となっています。これは、平成25年度が第2期中期目標期間最終年度のため、運営費交付金債務の精算収益化(367百万円)したことによる増が主な要因です。

施設整備勘定の経常利益は1,046百万円と前年度比3,334百万円の増(前年度経常利益△2,288百万円)となっています。これは、国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付の増2,050百万円(74.8%増)及び広島大学本部地区跡地売却による処分用資産売却収入の増3,313百万円(57.9%増)が主な要因です。

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般勘定	19	25	39	1	367
施設整備勘定	△3,896	△3,684	△2,558	△2,288	1,046
合計	△3,876	△3,659	△2,519	△2,287	1,413

③ セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

(区分経理によるセグメント情報)

一般勘定の総資産は1,526百万円と、前年度比24百万円の減(1.6%減)となっています。これは、有形固定資産が減価償却により前年度比38百万円の減(3.6%減)となったことが主な要因です。

施設整備勘定の総資産は841,654百万円と、前年度比15,171百万円の減(1.8%減)となっています。これは施設費貸付事業における施設費貸付金が481,231百万円と、前年度比34,597百万円の増(7.8%増)となったものの、承継債務償還業務における承継債務負担金債権が332,233百万円と、前年度比50,611百万円の減(13.2%減)となったことが主な要因です。

総資産の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般勘定	8,189	7,882	6,562	1,550	1,526
施設整備勘定	956,214	914,140	884,635	856,825	841,654
合計	964,403	922,022	891,197	858,375	843,179

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

目的積立金の申請は行っていません。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析(内容・増減理由)

平成25年度の行政サービス実施コストは△757百万円と、前年度比6,044百万円の減(114.3%減)

となっています。これは業務費用から控除した自己収入等のうち処分用資産（東京大学生産技術研究所跡地及び広島大学本部地区跡地）売却収入が前年度比3,313百万円の増（57.9%増）となったことが主な要因です。

行政サービス実施コストの経年変化

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
業務費用	4,362	4,175	2,944	2,535	△805
うち損益計算書上の費用	46,826	30,300	27,794	24,974	25,208
うち（控除）自己収入等	△42,464	△26,125	△24,850	△22,439	△26,103
損益外減価償却相当額	295	282	276	59	36
損益外減損損失相当額	－	－	1,246	3,749	－
損益外除売却差額相当額	－	－	－	9	－
引当外賞与見積額	0	1	△3	△5	2
引当外退職給付増加見積額	△4	24	△9	△1	3
機会費用	110	95	66	19	6
（控除）国庫納付額	－	－	－	△1,078	－
行政サービス実施コスト	4,763	4,577	4,519	5,286	△757

（２）施設等投資の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	482	482	455	455	393	393	337	337	294	294	
産学協力事業収入	79	129	114	121	128	111	0	13	—	—	
長期借入金等	59,500	56,395	53,400	41,454	59,800	53,940	56,900	54,995	59,600	62,944	※1
財産処分納付金	7,071	13,278	78	130	88	728	536	275	689	2,325	※2
承継債務負担金等収入	99,354	98,667	97,575	97,084	97,886	97,249	95,555	94,769	93,216	92,330	※3
財産処分収入	6,800	6,800	5,600	5,600	5,635	5,888	5,100	5,100	4,590	9,037	※4
財産賃貸収入	621	592	534	501	447	424	367	347	282	281	※5
その他の収入	2	17	2	21	2	24	2	1,181	2	23	※6
支出											
センター事業費	276	220	264	228	207	180	159	100	125	112	※7
一般管理費	208	167	194	175	188	166	180	139	170	137	※8
産学協力事業費	79	100	114	92	128	82	0	16	—	—	
施設費貸付事業費	61,274	58,170	50,920	38,974	57,991	52,131	55,371	53,466	58,426	61,771	※9
施設費交付事業費	11,302	23,309	7,494	7,084	5,600	6,983	5,600	5,469	5,600	5,513	※10
承継債務等償還金	97,279	96,435	99,728	99,129	99,379	98,609	96,821	95,873	94,180	93,119	※11
その他の支出	438	394	463	409	425	380	363	1,449	289	256	※12

- ※1 財政融資資金の借入額について、24年度事業の次年度繰越しが発生し、平成25年度に24年度繰越分の借入れを実施したことに伴い、見込みを上回ったこと等による。
- ※2 国立大学法人等の財産処分が見込みを上回ったことによる。
- ※3 平成24年度に繰上償還が発生したことに伴い、平成25年度の回収額が減少したこと及び実際の貸付金利が予算作成時の採用金利と異なったこと等による。
- ※4 広島大学本部地区跡地の売却を行ったことによる。
- ※5 予算作成後の地価の下落に伴い、国立新美術館が見込み以上に土地を購入した結果、貸付面積が減少したこと等による。
- ※6 資金運用の結果及び学術総合センタービル維持管理費収入が生じたこと等による。
- ※7 経費の削減を図ったことによる。
- ※8 欠員補充ができなかったことによる。
- ※9 施設費貸付事業費の貸付額について、24年度事業の次年度繰越しが発生し、平成25年度に24年度繰越分の貸付けを実施したことに伴い、見込みを上回ったこと等による。
- ※10 施設費交付事業として文部科学大臣が定めた額が見込を下回ったこと等による。
- ※11 平成24年度に繰上償還を行ったことに伴い、平成25年度の償還額が減少したこと及び実際の借入金利が予算作成時の採用金利と異なったこと等による。
- ※12 第8回センター債券の金利が見込を下回った結果、支払債券利息が減少したこと等による。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当該項目については、17頁「5 経費の削減状況」を参照。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は26,621百万円で、その内訳は、運営費交付金収益606百万円（収益の2.3%）、処分用資産賃貸収入283百万円（1.1%）、処分用資産売却収入9,037百万円（33.9%）、施設費交付金収益2,325百万円（8.7%）、受取利息14,343百万円（53.9%）、その他の収益28百万円（0.1%）となっています。これを事業別に区分すると、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業では、運営費交付金収益91百万円（経常収益の0.3%）、処分用資産賃貸収入283百万円（1.1%）、処分用資産売却収入9,037百万円（33.9%）、施設費交付金収益2,325百万円（8.7%）、受取利息14,343百万円（53.9%）、その他の収益17百万円（0.1%）、法人共通では、運営費交付金収益514百万円（1.9%）、その他の収益11百万円（0.0%）となっています。

また、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第16条の規定に基づき、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入を行い（平成25年度57,944百万円、期末残高456,231百万円）、国立大学財務・経営センター債券を発行しています（平成25年度5,000百万円、期末残高25,000百万円）。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織の見直し状況 … 資料1参照

1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。

また、法人の行う業務については、内部統制の強化、リスク管理の徹底を念頭に置き、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

(注) 点線枠内は「平成25年度年度計画」以下同じ。

(1) 役員の状況

平成25年度の役員の状況については、前年度に引き続き、理事長、理事及び監事2名（非常勤2名）の体制を維持している。

(2) 事務組織の状況

平成25年度は、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課6名、施設助成課7名の計16名（対前年度比1名増）の体制で各事業を実施している。

(3) 運営組織の状況

理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めている。

○ 運営評議会

理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等15名で構成）を平成25年6月20日及び平成26年3月7日に開催した。

平成25年6月には、平成24年度事業の実施状況及び平成24年度財務諸表等について、審議を行った。また、平成26年3月には、第3期中期計画、平成26年度計画及び平成25年度事業の進捗状況等について審議を行っている。

○ 連絡会議

理事長の下、役員（監事含む）、課長以上の職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催している。

連絡会議では、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各課所掌の事業に取り組むこととしており、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行っている。

また、その結果については、同会議メンバーから各課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化に繋げている。

○ 戦略会議

平成24年4月から理事長の下に役員及び課長以上の職員で構成する「戦略会議」を設置しており、平成25年度も引き続き、毎週定期的に開催している。

センターでは「連絡会議」を役員会として位置付け、主として行事予定、主要業務の意見交換・報告等が行われているのに対し、「戦略会議」は、理事長のリーダーシップの下、今後のセンターの懸案事項等に関してブレインストーミング（集団発想法）的な会議形態を用いて各種対応案を検討している。

(4) 内部統制の状況

○ 法人の長のマネジメント環境の整備

予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。

○ 法人のミッションの周知・徹底

連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。

また、平成25年度には、業務に関して、役員による講話を以下のとおり2回実施し、内部統制の強化及び職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。

・理事長講話：「私たちのしごと」（8月12日）

・理事講話：「大学改革を考える 未来を拓く大学を目指して」（10月23日）

これらのほか、平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている。（これまでに3号既刊。）

この他、平成26年1月に国立大学附属病院の現況等を収集した「大学病院の現状」を文部科学省監修のもと製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。

○ リスク管理

センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長等で対応について検討し、対処している。

なお、具体例は以下のとおり。

① 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する」とされたことを踏まえ、平成24年4月から理事長の下、役員（原則、監事は含まず）、課長以上の職員で構成する今後の法人統合等を視野に入れた「戦略会議」等において、本件に係る対応等の検討を行った。

平成25年1月24日に閣議決定された「平成25年度予算編成の基本方針」において、当センターの廃止及び業務の移管等については、当面凍結されたものの、平成25年度においても、引き続き、センターの今後の事業展開等を踏まえ、ステークホルダーである国立大学法人等に対し、その影響が及ばないように検討を行っている。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合するとされたことを踏まえ、平成26年1月から統合に向けた検討を再開している。

② 自然災害等のリスクに関しては、東日本大震災の際に帰宅困難者が発生したことを踏まえ、保存食等の非常用備蓄用品を確保する等の措置を行っている。

○ 内部監査

内部監査による監査の結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知するとともに、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。

なお、平成25年度において問題等はなかった。

○ **内部監査の実施状況** … **資料2参照**

内部監査室において、平成25年4月に「平成25年度内部監査計画」を作成し、本計画に基づき、これまでに以下のとおり定期監査を実施している。

- ・ 諸手当の現況確認 9月12日
- ・ 法人文書管理状況 9月30日
- ・ 運営費交付金 10月28日
- ・ 施設費貸付・交付事業 10月31日

なお、定期監査結果については、理事長に報告を行うとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知している。

また、上記のほか、業務全般に対し、業務の適正かつ効率的な執行に資するため、例えば、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施している。

○ **監事監査** … **資料3参照**

平成25年6月に平成24年度期末監事監査を実施し、「平成24年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「財務諸表、決算報告書、事業報告書並びに業務執行」について監査を実施した。

また、平成25年12月に平成25年度期中監事監査を実施し、「期中における平成25年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」及び「法人文書の管理状況」について監査を実施した。

監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知している。

なお、平成25年度において問題等はなかった。

○ **内部統制の状況把握・課題への対応**

内部監査、監事監査及び会計監査人による監査の結果については、いずれも理事長に報告を行い、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行っている。

なお、平成25年度において、内部統制に係る問題等はなかった。

また、平成25年度は、平成24年度に引き続き、理事長のリーダーシップの下、役員による講話等を実施し、内部統制の強化及び法人のミッションの共有化を図っている。

○ **中期目標・中期計画を達成するための計画の設定**

中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度計画を作成している。この年度計画において、各事業ごとに当該年度の目標を設定している。

また、当センターのウェブサイトにて中期目標等を掲載し、外部に当センターのミッション等を発信するとともに全役職員に周知している。全役職員が閲覧することにより、全役職員が法人のミッションを意識しつつ、業務を遂行している。

○ **上記計画の実施状況・結果のモニタリング**

事項ごとの業務実績については、6月（期末監事監査、運営評議会）、12月（期中監事監査）、3月（運営評議会）に報告書を作成し、適切にモニタリングを行っており、結果については、理事長に報告し、モニタリングの際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。

なお、平成25年度において問題等はなかった。

○ **法人文書管理**

平成23年度の公文書管理法施行に伴い、平成25年度は、以下のとおり、法人文書管理に係る点検及び監査を実施している。

なお、平成25年度において問題等はなかった。

- ・ 内部監査（9月30日）
- ・ 期中監事監査（12月19日）
- ・ 文書管理者（課長級）による点検（3月31日）

○ 規則等の見直し

財務省理財局による財政融資資金本省資金融通先等実地監査及び会計検査院の検査での指摘を踏まえ、平成25年10月に施設費貸付規程ほか3件の施設費貸付事業関係規則の改正等を行っている。
このほか、適宜、必要な規則等の見直しを実施している。

(5) 法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組

○ 国立大学財務・経営支援懇談会 … **資料4参照**

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を10月30日、1月30日に開催している。

なお、平成25年度は、財政融資資金本省資金融通先等実地監査及び会計検査院からの指摘を踏まえ、施設費貸付事業における審査基準の見直し及び施設費交付事業の財源確保の検討、次期中期目標期間を迎えるに当たっての検討課題等について議論がなされた。これを受けて、当該意見を集積し、当該見直し案へ反映させる等、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。

○ 病院経営分析検討チーム

当センターが実施する施設費貸付事業により国立大学附属病院の公的使命機能の向上を図るため、当センターが行う分析等の業務の在り方について検討することを目的とした「病院経営分析検討チーム」を6月12日、6月26日、1月17日に開催した。

なお、本チームは国立大学附属病院関係者（OB含む）で構成されており、平成25年度は審査基準に係る諸規程に関する検討や、貸付け条件に関する検討等がなされた。

○ 一般社団法人国立大学協会との連携

当センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、国立大学協会との連携を図るため、毎月定期的に意見交換を実施する等、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めている。

○ 国民・利用者等からの意見聴取等

当センターの業務・マネジメントに関し、国民・利用者からの意見を聴取するため、ウェブサイトにおいて、随時意見募集を行っている。（これまで意見なし。）

また、センター債券の発行に際し、IR活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、当センターの組織・運営のマネジメントについて投資家の意見等を聴取するなど、法人業務に対するニーズ把握について、国立大学法人等や一般からの意見聴取も実施している。

(6) 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組

○ 職員に対する研修等の推進 … **資料5参照**

受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り研修等に参加させ、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。

平成25年度は、業務に関し、理事長及び理事による講話を2回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。

また、平成25年10月1日に「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程」等を改正したことに伴い、当センター職員に対し、施設助成課職員による新たな貸付基準の研修会を実施し、施設費貸付事業について、役職員の一層の見識を深める取組を行った。

さらに、当センターが実施する施設費貸付事業により国立大学附属病院の役割の向上を図るためには、国立大学附属病院の現状を把握する必要があることから、全国国立大学病院事務部長会議が主催する勉強会を受講した職員を講師としたセンター独自の研修（参加者：17名）を11月25日に実施している。

○ 節電及び経費の削減・効率化のための意見募集 … **資料6参照**

昨年度に引き続き、地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、業務に支障がない範囲において、電力の使用抑制を積極的に実施することを目的とし、「国立大学財務・経営センターにお

ける自主的な無駄の削減への取組について」(平成21年10月1日付け理事長決定)を踏まえ、職員から意見募集を行い、一斉休業日の設定等の意見を取り入れた上で、「夏期節電計画」(5月1日から10月31日)及び「冬期節電計画」(12月2日から3月31日)を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。

なお、節電計画の実施期間中における電気使用量は、夏期節電期間においては、対前年度同期比1,181KW(2.1%)減となっており、また冬期節電計画においては、対前年度同期比266KW(0.7%)増の使用電力となっている。

2 外部委託の検討・実施状況

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

○ 外部委託の効率化の状況

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、平成24年5月17日付で一橋記念講堂等を国立大学法人一橋大学へ売却したことにより学術総合センターにおける当センターの専有面積持分割合が低くなった結果、持分割合比で負担割合を定めている委託業務の4、5月分について削減された。

主なものは以下のとおり。

平成25年度支出額

- ・学術総合センター建物管理業務委託
9,783千円(対前年度△4,392千円)
- ・学術総合センター庁舎内清掃業務委託
1,888千円(対前年度△905千円)

3 事務情報化の推進状況

3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

○ 事務情報化の推進状況

物品購入等に係る事務処理の電子決裁を図っているほか、事務情報化の推進及び事務的なデータの共有を徹底し、業務の一層の効率化を図っている。

今後も引き続き、情報セキュリティポリシー等を踏まえ、引き続き、さらなる事務情報化を図ることとしている。

4 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実

4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

(1) 客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映

○ 国立大学財務・経営支援懇談会

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を10月30日、1月30日に開催している。

なお、平成25年度は、財政融資資金本省資金融通先等実地監査及び会計検査院からの指摘を踏まえ、施設費貸付事業における審査基準の見直し及び施設費交付事業の財源確保の検討、次期中期目標期間を迎えるに当たっての検討課題等について議論がなされた。これを受けて、当該意見を集積し、当該見直し案へ反映させる等、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。
(再掲)

○ 独立行政法人評価委員会による評価結果への対応

文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、以下の対応を行っている。

① 事業計画に関する事項

広島大学本部地区跡地については、保存建物である旧理学部1号館及びその土地を平成25年4月1日付けで広島市へ所有権移転した。

また、残りのセンター保有地については、広島市及び広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」として公募型プロポーザル方式により選定された、三菱地所レジデンス株式会社を代表とする8者に対して平成26年2月に売却を行った。

これにより、広島大学本部地区跡地の全ての処分が完了した。

② その他

平成25年4月及び8月にプロパー職員の新規採用を実施し、国立大学の運営に欠かせない重要な事業の更なる推進を図っている。また、人材の育成の観点からの計画的かつ適正な配置を行うため、職員を積極的に研修等に参加させ、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。

(2) 決算情報、セグメント情報の公表の充実等

決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実を図っている。

5 経費の削減状況 … 資料7参照

5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、大学共同利用施設の管理運営費等については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成25年度は、実施しない。

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況

文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行しつつ、年度計画以上の効率化を達成している。

① 一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況

・ 節電及び経費の削減・効率化のための意見募集

昨年度に引き続き、地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、業務に支障がない範囲において電力の使用抑制を積極的に実施することを目的とし、「国立大学財務・経営センターにおける自主的な無駄の削減への取組について」（平成21年10月1日付け理事長決定）を踏まえ、職員から意見募集を行い、一斉休業日の設定等の意見を取り入れた上で、「夏期節電計画」（5月1日から10月31日）及び「冬期節電計画」（12月2日から3月31日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。

なお、節電計画の実施期間中における電気使用量は、夏期節電期間においては、対前年度同期比1,181KW（2.1%）減となっており、また冬期節電計画においては、対前年度同期比266KW（0.7%）増の使用電力となっている。（再掲）

・ **学術総合センターに係る経費の削減**

平成24年5月17日付で一橋記念講堂等を国立大学法人一橋大学へ売却したことにより学術総合センターにおける当センターの専有面積持分割合が低くなった結果、持分割合比で負担割合を定めている以下の損害保険料及び委託業務4、5月分が削減された。

- ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センターに係る損害（火災等）保険付保（対前年度比456千円減）
- ・ 学術総合センター共用部分に係る損害（火災等）保険付保（対前年度比473千円減）
- ・ 学術総合センター建物管理業務委託（対前年度比4,392千円減）
- ・ 学術総合センター庁舎内清掃業務委託（対前年度比905千円減）

・ **本部固定資産使用料の削減**

千葉本部については、放送大学学園から賃借しており、理事長及び総務課の事務室等として利用している。平成25年度においては、利用実態等を踏まえた効率化の観点から賃借面積を減らしたことにより、使用料は対前年度比1,951千円減の1,570千円となっている。

・ **セキュリティソフトウェアの見直し**

セキュリティソフト及びライセンス数の見直しにより、対前年度比372千円を削減した。

・ **コピー用紙削減**

経費節減努力等により、対前年度比48千円を削減した。

② **事業費（退職手当を除く）の効率化の状況**

・ **広島大学跡地管理経費の削減**

所有面積の減少に伴う仕様書の見直し及び一般競争入札参加者が増加したことにより、本件の契約金額については、対前年度比336千円減となっている。

③ **その他効率化の状況**

・ **「債券内容説明書」等の印刷製本費の削減**

毎年度、「債券内容説明書」等について、PDF（電子）化により、印刷費削減を図っている。

（2）その他業務効率化への取組

○ **旅費の節減・効率化**

航空機による出張の際取得したマイルや航空会社の提供する法人向けサービスを活用し消耗品と交換する等、経費の節減・効率化を図っている。

（3）業務効率化の具体的成果の公表

平成25年度の各経費の効率化の具体的成果については、平成26年6月に業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、引き続きウェブサイトで公表を行う予定としている。

6 随意契約の適正化等の推進 … 資料8参照

6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

（1）契約に係る規則等の整備及び運用状況

当センターでは、契約に係る規則として、国の基準に準じた「契約事務取扱規則」等を整備しており、当該規則等に基づき適切に運用している。また、公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえ適切な対応を取っているところだが、平成25年度には該当がなかった。

（2）審査体制の整備方針

契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施しており、平成21年度から契約監視委員会において、随意契約見直し計画の進捗状況等のフォローアップ、競争性のない随意契約及び一者応札となった案件の事後審査等を行っている。

(3) 契約事務における執行体制及び一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制

契約事務に係る執行体制について、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。

また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備等があれば所管課等への修正を依頼している。

さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築している。

なお、平成25年度において問題等はなかった。

(4) 整備された体制の実効性確保

上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。

(5) 契約監視委員会の設置

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、平成22年度以降、当該委員会を設置しており、平成26年3月に平成25年度末までに契約締結した案件及び平成26年度の契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った結果、問題等はなかった。

(6) 「随意契約見直し計画」の進捗状況

○ 随意契約見直し計画

随意契約見直し計画（平成22年4月）を策定し、引き続き、ウェブサイトに公表している。

○ 競争性のない随意契約

平成25年度の競争性のない随意契約については、これまでも契約監視委員会において、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部（千葉市）固定資産使用料(1,570千円)」の1件のみとなっている。

○ 一者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組

平成21年度に策定した改善方策を踏まえ、平成25年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努める等、現在考えられる対応可能な取組はすべて実施した結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であった案件については、平成25年度は2件となっている。

なお、応札が一者しかなかった理由等についても業者に聴き取りを行い、一者応札の要因について分析するなど、引き続き、更なる入札者参加拡大に努めている。

(7) 独立行政法人の契約に係る情報の公表等

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、一般競争入札公告にて、契約業者等に当センター役員経験者等が再就職している場合等はそれを公表することとしているが、平成25年度においては該当がなかった。また、公益法人等への会費の支出についても、「独立行政法人が支出する会費の見直し」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）に基づき公表することとしているが、平成25年度においては該当がなかった。

(8) 契約における再委託の状況の把握

再委託に関しては、「契約事務取扱規則」に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等の必要な規定を設け、これに基づき契約の締結を行うこととしている。なお、平成25年度において再委託を行っている契約の該当はない。

7 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合

- 7 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されたところであるが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合するとされたことを踏まえ、「大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターの統合に関する準備委員会」等で統合に向けた検討を再開している。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成25年度は実施しない。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。
- ② 貸付に当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。

① 施設費貸付事業の実績 … **資料9参照**

平成25年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、35国立大学法人（73事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、61,771百万円の貸付を行った。

なお、翌年度繰越額5,334百万円については、工事中に発生する騒音・振動等に対する防止対策や作業時間の制約を行う必要性が生じたこと、入札の不落・不調が発生したため不測の日数を要したこと、有害物質が検出されたことにより除去等の措置を講じる必要性が生じたこと等によるものであり、貸付不用額1,475百万円については、各国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定価格との差額によるもので、貸付を行う必要がなくなったこと等によるものである。

また、施設費貸付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取組みを実施している。

- ・ 平成25年5月、9月及び平成26年1月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人における施設費貸付事業の適切な事業の執行に資するよう、当センターから国立大学法人の施設担当部課長に対して、工事進捗状況の管理や、貸付金の使途が貸付対象の要件に該当しているかの確認の徹底等について、周知を行っている。
- ・ また、平成25年8月30日付け事務連絡「施設費貸付事業及び施設費交付事業の計画的な執行について（依頼）」において、年度内に確実に事業を完了していただくよう国立大学法人等に対して依頼し、繰越防止についての要請を行った。
- ・ 当センターは、財務省理財局に対して、当該年度の2月上旬までには施設費貸付事業に係る借入金額を確定し報告する必要があることから、平成25年8月30日付け事務連絡「平成25年度施設費貸付事業の最終貸付に係るスケジュールについて」において、貸付事業の執行に当たっては、原則として平成26年1月末日までに契約を完了し、借入額を確定するなど、スケジュール管理も含めた適正な執行を行うよう国立大学法人に通知している。
- ・ 施設費貸付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(28法人) (41事業) 41,559	(13法人) (13事業) 9,521	(30法人) (54事業) 51,080	(30法人) (52事業) 44,473	(12法人) (15事業) 5,334	(11法人) (12事業) 1,272
病院特別医療機械整備費	(19法人) (20事業) 16,867	(1法人) (1事業) 633	(19法人) (21事業) 17,500	(19法人) (21事業) 17,297	(0法人) (0事業) 0	(8法人) (8事業) 202
合 計	(34法人) (61事業) 58,426	(14法人) (14事業) 10,153	(35法人) (75事業) 68,580	(35法人) (73事業) 61,771	(12法人) (15事業) 5,334	(16法人) (20事業) 1,475

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 償還確実性の審査等

a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」（以下「関係規則」）に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第2号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるかどうか等を総合的に審査し、適正に実施している。

なお、貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、民間銀行等の審査手法を参考に、個々の大学附属病院の収支状況等に即した、より適切な審査基準となるよう見直しを行い、加えて、大学附属病院における公的使命を加味した、より精度の高い審査基準とした関係規則を平成25年10月1日に改正し、平成26年4月1日から実施することとした。

また、関係規則の改正等に伴い、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成25年5月、9月及び平成26年1月）、「国立大学法人の財務等に関する説明会」（平成25年9月）及び「全国国立大学病院事務部長会議」（平成25年9月）等においてセンター職員から平成26年4月1日実施に向けた説明を行った。

さらに、全国8地区で行われる文部科学省主催の「平成26年度国立大学法人運営費交付金等に関する説明会（平成26年2月及び3月）」において当該説明を行うとともに「施設費貸付事業（病院整備）の事務手引き（平成26年3月版）」を各国立大学法人に送付した。

b 具体的審査内容

平成25年度は、国立大学法人からの文部科学省への概算要求時及び借入金認可申請時における事前審査並びに国立大学法人から当センターへの借入申請時における本審査を実施した。

事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、事業内容、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。

国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、①事業内容、②償還能力、③担保力について総合的な審査を実施した。①については申請内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるかどうか、②については借入金及び債券発行残高が診療収入の100分の400以内であるかどうか、及び借入金等元利償還額が事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、③については担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。

平成26年4月1日実施となる新基準は、これまでの②償還能力について、個々の大学附属病院の収支状況等に即した基準となるよう、国立大学法人から提出させる財務諸表等から「債務償還可能額」及び「債務償還可能年数」を算出し、また、貸付金が完済するまでの収支計画を新たに

提出させることにより、財務状況の確認を行うこととした。

加えて、大学附属病院には、公的使命を果たしつつ債務を償還していく必要があることを加味し、公的使命に係る項目（教育、研究、診療、地域貢献・社会貢献）について、それぞれの推移等を確認していくこととした。

なお、平成25年度は、これまでの審査と並行して、新基準による試行を実施し、平成26年4月1日実施に向けた準備を行った。

また、公的使命達成を念頭に置いた経営の評価・審査能力等の向上に向けた取り組みを推進する上で、これまで研究部が行ってきた国立大学附属病院の運営状況の把握・分析についても、引き続き、施設費貸付事業に係る附帯事業として実施している。

c 貸付金債権の管理

貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出いただき、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行っている。

また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告いただくとともに、「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入及び医業費用等の推移を確認し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認している。

③ 施設費貸付事業財源の調達

a 長期借入金

平成25年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から57,944百万円（平成24年度からの繰越額10,014百万円を含む）の長期借入を行っている。

b センター債券の発行 … **資料10参照**

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問の実施及び関連情報をウェブサイトへ掲載等により、IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、当センターの事業内容や財務状況を公開することで透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を新たに取得している。

なお、債券発行に係る主幹事証券会社及び格付機関の選定については、企画競争を実施し、主幹事証券会社については、5社から応札があり、うち2社を選定、また、格付機関については、1社から応札があり、当該業者を選定した。

【センター債券発行状況】

発行総額（額面価額）	50億円
格付け	AA（格付投資情報センター（R&I））
引受並びに募集の取扱者	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱及びみずほ証券㈱
募集の受託会社	㈱三菱東京UFJ銀行

区 分	予 算 額			調 達 額			不 用 額 等	
	財政融資資金		債 券 発 行	財政融資資金		債 券 発 行	財政融資資金	
	計画額	繰越額		計画額	繰越額		繰越額	不用額
施設整備費	41,559	9,521	—	34,952	9,521	—	5,334	1,272
病院特別医療 機械整備費	13,041	633	3,826	12,978	493	3,826	—	202
合 計	54,600	10,153	3,826	47,930	10,014	3,826	5,334	1,475

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※債券発行額は、既発行債券の償還分（1,174百万円）を除いた額である。

c 国立大学法人等の資金計画に対する適切な対応

施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月以降毎月1回実施している。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成26年2月7日に条件決定し、同月28日に発行した。

なお、工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないように、各法人から、資金計画表、支払い日程調査表の提出を月に一度求め、当センターにおいて、未契約等が確認された場合には、各法人から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し、確認するなど連絡を密にして対応している。

さらに、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちに当センターに報告するよう、国立大学法人に対し、電子メール等にて周知するとともに、当該地域に対しては当センターから個別に状況の確認を行っている。

d 金融市場の状況把握

貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要に合わせたセンター債券の発行を実施するため、金融市場の状況等を常に的確に把握しておく必要があることから、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員を参加させている。なお、セミナーには、直接業務を遂行する職員のみならず、意思決定に携わる役員も積極的に参加している。

また、センター債券についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

【セミナー参加状況】

- ・ 4月9日、7月8日、10月8日、1月14日：金融市場調査部マクロセミナー（みずほ証券） 計8名参加
- ・ 4月17日：債券初級者セミナー（大和証券） 3名参加
- ・ 5月9日：債券に関する勉強会（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 10名参加
- ・ 5月27日：金利見通しに関する勉強会（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 14名参加
- ・ 6月5日、7月2日、11月13日：マーケット分析セミナー（SMBC日興証券） 計7名参加
- ・ 6月28日：証券基礎講座（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 1名参加
- ・ 7月8日、1月9日：学校経営セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 計5名参加
- ・ 7月19日、1月29日：本店経済セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券） 計4名参加

④ 債権回収及び債務償還の状況 … 資料11参照

独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施（回収及び償還は毎年度9月及び3月）している。

また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取（毎事業年

度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取)、財務諸表等の徴取(貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取)を実施したほか、5国立大学法人(千葉大学、金沢大学、神戸大学、熊本大学、鹿児島大学)に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。

平成25年度の債権回収及び債務償還については、以下のとおりであり、回収率及び償還率はともに100%である。

(平成25年度の償還実績)

(単位：百万円)

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	421,635	47,930	10,014	23,348	456,231	5,266	27,174	481,231	5,652
センター債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	161			

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額の差額は、センター債券償還財源に充当している。

※国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

(2) 施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

① 施設費交付事業の実績 … 資料12参照

平成25年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、90国立大学法人等(100事業)に対し、施設整備等に必要な資金5,551百万円を交付決定した。

交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行った。

また、不用額として19百万円が発生しているが、国立大学法人等において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたことによるものである。

なお、施設費交付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取組みを実施している。

- ・ 平成25年5月、9月及び平成26年1月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人等における施設費交付事業の適切な執行に資するよう、当センターから国立大学法人等の施設担当部課長に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び施設費交付事業について、補助金適正化法の中でも特に財産処分制限(目的外使用、譲渡、交換、貸付及び担保提供を含む)の関係で事業により取得した50万円以上の財産を処分する場合は、事前に当センターの理事長の承認が必要となる旨説明を行い、周知している。
- ・ 平成25年8月30日付け事務連絡「施設費貸付事業及び施設費交付事業の計画的な執行について(依頼)」において、年度内に確実に事業を完了していただくよう国立大学法人等に対して依頼し、繰越防止についての要請を行った。
- ・ 施設費交付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

区 分	交付決定額	支 払 済 額	確 定 額	不 用 額
営 繕 事 業 費	(90法人) (100事業) 5,551	(90法人) (100事業) 5,532	(90法人) (100事業) 5,532	(3法人) (7事業) 19
不動産購入費	—	—	—	—
施設整備費	—	—	—	—
総 計	(90法人) (100事業) 5,551	(90法人) (100事業) 5,532	(90法人) (100事業) 5,532	(3法人) (7事業) 19

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 施設費交付事業の適正な実施

施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、当センターは、国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定め合致したものか等について審査し、適正と認められたため、交付決定を行った。

また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出される実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行っている。

これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、12国立大学法人等（北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、埼玉大学、千葉大学、金沢大学、滋賀大学、神戸大学、鳴門教育大学、熊本大学、鹿児島大学、総合研究大学院大学）に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施した。

③ 施設費交付事業の財源の確保 … 資料13参照

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部を当センターに納付する仕組みとなっており、平成25年度は、18国立大学法人等から2,325百万円が納付された。

また、当センターが継承した旧特定学校財産である広島大学本部地区跡地については、土地一時使用料として6月に2百万円の収入があった。さらに、平成26年2月に民間事業者売却し、4,447百万円の収入を得た。同じく東京大学生産技術研究所跡地については、6月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金4,590百万円及び当センターが所有し、同法人に賃貸している未売却分の土地使用料として279百万円（※1）の収入を得ており、さらには、施設費交付事業の財源とするために資金を運用し、9百万円（※2）の運用収入を得ている。

なお、施設費交付事業の現在の限られた財源について、より有効的な活用が図れるよう、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した営繕事業費の配分方法への見直しについて、文部科学省と協議を行い検討を開始するとともに、現在の土地処分収入に限定しない新たな財源確保の可能性について、戦略会議での検討をはじめ、関係各所と協議を行った。

※1：土地使用料279百万円のうち76百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額202百万円が、施設費交付事業の財源となる。

※2：9百万円は平成25年度における現金収納額。そのほか、平成26年度に満期となる国債に係る利息が4百万円ある。

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成25年度は実施しない。

4 財務・経営に関する情報提供等

本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成25年度は実施しない。

5 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分 … 資料14参照

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、売却に係る手続きを実施し、可能な限り早期に処分できるよう、その促進に努める。

② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。

なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

① 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地については、保存建物である旧理学部1号館及びその土地を平成25年4月1日付けで広島市へ所有権移転した。

また、残りのセンター保有地については、広島市及び広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」として公募型プロポーザル方式により選定された、三菱地所レジデンス株式会社を代表とする8者に対して平成26年2月に売却を行った。

これにより、広島大学本部地区跡地の全ての処分が完了した。(再掲)

② 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で、分割して持分売却を行っている。

平成25年度は、6月17日に持分258,800/2,997,481を4,590百万円で売却。これにより、売却持分累計比率は68.4%となり、未売却持分比率は31.6%となっている。

未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、土地使用料として279百万円(※1)を徴収している。

なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持分を売却していく予定である。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、平成31年度に完了する見込みとなっている。

※1：土地使用料279百万円のうち76百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分

(2) 承継債務償還 … 資料15参照

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還を実施（回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月）している。

平成25年度の債権回収及び債務償還については、以下のとおりであり、回収率及び償還率はともに100%である。

(平成25年度償還実績)

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末債務残高	元 金償還額	年 度 末債務残高	利 子支払額	元 金回収額	利 子回収額
附属病院整備に係る債務	1,000,987	382,844	50,611	332,233	8,894	50,611	8,894
附属病院整備以外に係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	382,844	50,611	332,233	8,894	50,611	8,894

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の確保

1 自己収入の確保

大学共同利用施設の管理運営等については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日、閣議決定）」を踏まえ、平成25年度は実施しない。

2 人件費の削減

2 人件費の削減

平成25年度の常勤役職員に係る人件費について、削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

① 常勤役職員に係る人件費

平成25年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、131,285千円であった。これは、平成17年度の決算額252,248千円に対し48.0%の削減となり、総人件費改革の目標を十分に上回る実績となった。

（総人件費改革への取組状況）

区分	H17実績 (千円) (A)	H22実績 (千円)	H23実績 (千円)	H24実績 (千円)	H25実績 (千円) (B)	増減率 (%) $((B-A) \div A) \times 100$
人件費	252,248	212,018	189,436	123,881	131,285	△48.0

② 給与規則等の見直し

国からの要請に基づき、平成25年6月21日付け一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準拠し、55歳を超える職員の昇給について、抑制を行うために「職員給与規則」の必要な改正を行った。

③ 事務職員の給与水準 … **資料16参照**

平成25年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレ指数）は106.3となった。

これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は94.0となり、国家公務員よりも低い水準である。

④ レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況

レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当について、該当はない。

⑤ 法定外福利費の状況

法定外福利費については、下記の支出実績があった。

・健康診断費	267千円
・役員普通傷害保険料	365千円
・職員労災保険（法定外補償）	50千円

IV 短期借入金の借入状況

平成25年度において、実績はなかった。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績

平成25年度において、実績はなかった。

VI 剰余金の使用実績

平成25年度において、実績はなかった。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画の策定・実施状況等

(1) 人事に関する計画

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

① 人事管理の方針

平成25年度は、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課6名、施設助成課7名の計16名（対前年度比1名増）の体制で各事業を実施している。

人事交流については、当センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施している。

② 職員研修 … **資料5参照（再掲）**

受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り研修等に参加させ、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。

平成25年度は、業務に関し、理事長及び理事による講話を2回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。

また、平成25年10月1日に「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程」等を改正したことに伴い、当センター職員に対し、施設助成課職員による新たな貸付基準の研修会を実施し、施設費貸付事業について、役職員の一層の見識を深める取組を行った。

さらに、当センターが実施する施設費貸付事業により国立大学附属病院の役割の向上を図るためには、国立大学附属病院の現状を把握する必要があることから、全国国立大学病院事務部長会議が主催する勉強会を受講した職員を講師としたセンター独自の研修（参加者：17名）を11月25日に実施している。（再掲）

